

別表(第5条関係)

高砂市環境に配慮した電力調達契約評価配点表

環境評価項目	区分	配点
①令和4年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 ※1 (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
②令和4年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2 (単位:%)	0.675以上	10
	0.675未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3 (単位:%)	10.00以上	20
	5.00以上 10.00未満	15
	2.50以上 5.00未満	10
	2.50未満	5
	導入していない	0

※1 二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている小売電気事業者の調整後排出係数とする。

※2 (1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいう。

① 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を、②令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値
(算出方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況} = \text{①} \div \text{②} \times 100$$

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を含まない。)をいう。

① 工場等の排熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT 法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③ 高炉ガス又は副生ガス

- (3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他に化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次に定める方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、その算出した数値を全体発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 (1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気をいう。

(2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を⑥令和4年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。

ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は令和4年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量(送電端)

② グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非 FIT 非化石証書の量(kWh)

(算出方式)

令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)

$$= (① + ② + ③ + ④ + ⑤) \div ⑥ \times 100$$